

(J1-6) 土木学会受注研究国内旅費規則

平成22年3月19日 制定
平成23年11月18日 一部改正

(適用範囲)

第1条 公益社団法人土木学会（以下「学会」という。）の受注研究業務（以下「業務」という。）に伴い委員会の委員等が国内を旅行する場合に、学会が当該委員等に支給する旅費については、発注者の定めるものによる場合を除き、この規則による。

(旅費の構成)

第2条 旅費は、交通費、日当および宿泊費を支給する。

(交通費)

第3条 交通費は、原則として、鉄道の旅客運賃、特急料金および指定席料金ならびに船舶の旅客運賃を路程に応じて支給する。ただし、片道30km以内の旅行については、交通費を支給しない。

2 鉄道の特急料金および指定席料金は、特急を運行する路線で、片道 100km以上を旅行する場合に支給する。

3 第1項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、航空機の旅客運賃を支給することができる。

- (1) 片道 1,000km以上を旅行する場合
- (2) 移動時間が片道4時間を超える場合
- (3) その他、学会が業務上必要と認める場合

(日当・宿泊費)

第4条 日当および宿泊費は、支給を受ける者の区分により、別表-1に定める額を支給する。ただし、宿泊費は、学会が業務上必要と認める場合のみ支給することができる。

(旅費の概算払および精算)

第5条 旅費は、旅行前に概算により支給することができる。

2 前項の場合および業務上の都合により路程等を変更した場合は、旅行終了後直ちに精算するものとする。

(規則の変更)

第6条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則（平成22年3月19日 理事会議決） この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則（平成23年11月18日 理事会議決） 規程から規則に変更し、平成23年11月18日から施行する。

別表-1 日当・宿泊費

(単位：円)

区 分	日 当	宿 泊 費
委員会委員長	2,600	13,100
上記以外の委員会委員等	2,200	10,900